

病気

介護

ケガ

賠償責任

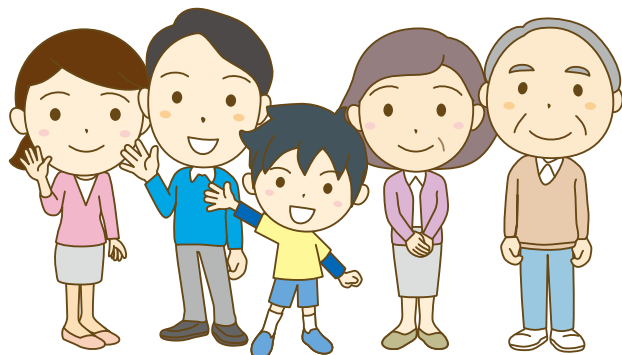
に備える！

2025年度版(1年間保存)

グループ損害保険

(傷害総合保険、医療保険基本特約・疾病保険特約・がん保険特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険)

募集のご案内



保険料

32%割引

(団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%)

コスモエネルギーグループの皆さまのために設計された、団体損害保険制度です。ぜひこの機会にご加入をご検討下さい。

【グループ損害保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、新・団体医療保険の補償内容、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

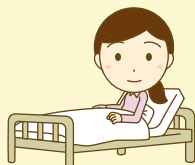
3つの大きな特長！

①大きな割引 約32%割引

②充実の補償内容 日常生活を取り巻く様々なリスクに対する補償！

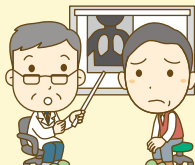
例

病気の
補償



病気による
入院・手術

がんの
補償



がんによる
入院・治療

介護の
補償



ご家族の
介護への備え

ケガの
補償



階段から落ちて
ケガ

個人
賠償責任
の補償



自転車で他人に
ケガを負わせた

③オプションセットで、さらに補償内容が充実

※ケガあんしんプラン(傷害総合)のみセット可能

- ・携行品損害の補償
例 ゴルフクラブが折れた
- ・ホールインワン・アルパトロスの補償
例 ホールインワン・アルパトロスの費用

取扱幹事代理店

株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部 TEL:03-3798-9317

保険期間

2025年11月25日(火)午後4時から1年間

ご加入は随時、受付中！

保険料のお支払い

ご加入月の翌月から給与控除

グループ損害保険に入る 「メリット」 ご存知ですか？

このパンフレットで
ご案内の保険は
福利厚生の一環として運営する
グループ損害保険
です

メリット①

保険料が割安！
32%割引!!

(団体割引:20%
過去の損害率による割引:15%)

メリット②

毎年見直しができ
ご家族も安心！

(離れて暮らす親御さまも
加入できます！)

メリット③

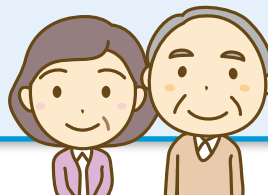
給料引き落としで
お支払いも簡単！
(月払でラクラク！)

まずは
グループ損害保険
のメリットについて
ちょっと考えて
みましょう。

※詳細は本文でご確認ください。

メリット④

退職後もサポート！
(OB団体への移行できます！※)
※自己都合退職を除く



コスモトレードアンドサービスは、
グループの保険代理店なので、お申込みや支払い手続きも簡単・便利。
お困りのことや、わからないことなども、お気軽にご相談いただけます。
大切なご自身とご家族のために、是非ご活用ください。

グループ損害保険について

この機会に
気になる保険を
チェックして
みましょう！



病気に備える保険 新・団体医療保険

P.5～12

病気・介護 (新・団体医療保険)



病気あんしんプラン

P.7～8

がんあんしんプラン

P.9～10

介護あんしんプラン

P.11～12

ケガに備える保険 団体傷害保険～傷害総合保険～

P.13～22

ケガ (傷害総合保険)



ケガあんしんプラン

P.15～18

お手軽あんしんプラン

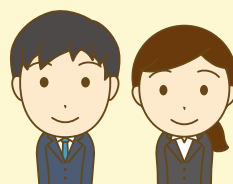
P.19～20

日常トラブルあんしんプラン

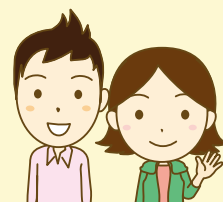
P.21～22

ご加入例のご紹介

●シングル ご自身の病気とケガをセットで補償！



	本人(25～29歳)
医療	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍
	病気あんしんプラン(A型) 390円
先進医療 (オプション)	・費用保険金 500万円
	先進医療等費用補償特約(S型) 40円
傷害	・ケガによる入院 日額5,500円 ・ケガによる手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍 ・通院 日額3,000円 ・個人賠償 3億円
	お手軽あんしんプラン(ST1) 1,140円
合計	1,570円/月



●夫婦 ケガの補償は夫婦型で！ケガ、病気にがんの補償をプラス！

	本人(30～34歳)	配偶者(25～29歳)
医療	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍
	病気あんしんプラン(A型) 460円	病気あんしんプラン(A型) 390円
先進医療 (オプション)	・費用保険金 500万円	・費用保険金 500万円
	先進医療等費用補償特約(S型) 40円	先進医療等費用補償特約(S型) 40円
がん	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円(45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円(45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来:入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円
	がんあんしんプラン(C型) 580円	がんあんしんプラン(C型) 310円
傷害	・死亡後遺障害 660万円 ・入院 日額4,800円 ・通院 日額3,000円 ・個人賠償 3億円	・死亡後遺障害 300万円 ・入院 日額3,600円 ・通院 日額2,400円 ・個人賠償 3億円
	ケガあんしんプラン傷害総合(BT1) 2,900円	—
合計	3,980円/月	740円/月

●ファミリー① ご家族全員補償！お子さまの賠償トラブルやご両親の介護も補償いたします！

	本人(40～44歳)	配偶者(35～39歳)	お子さま(10歳)
医療	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 540円	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 490円	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 280円
先進医療 (オプション)	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円
がん	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円 (45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円 がんあんしんプラン(C型) 1,210円	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円 (45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円 がんあんしんプラン(C型) 830円	—
傷害	・死亡後遺障害 340万円 ・入院 日額3,600円 ・通院 日額2,400円 ・個人賠償 3億円 ケガあんしんプラン 傷害総合(AT1) 2,790円	・死亡後遺障害 160万円 ・入院 日額1,800円 ・通院 日額1,200円 ・個人賠償 3億円 —	・死亡後遺障害 160万円 ・入院 日額1,800円 ・通院 日額1,200円 ・個人賠償 3億円 —
合計	4,580円/月	1,360円/月	320円/月

●ファミリー② ケガの補償は家族型でご家族全員補償！ご両親やご夫婦の将来の介護リスクに備えます！

	本人(50～54歳)	配偶者(40～44歳)	お子さま(20歳)
医療	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 850円	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 540円	・疾病入院 日額5,000円 ・疾病手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 病気あんしんプラン(A型) 280円
先進医療 (オプション)	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円	・費用保険金 500万円 先進医療等費用補償特約(S型) 40円
がん	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円 (45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円 がんあんしんプラン(C型) 3,670円	・がん入院 日額20,000円 ・がん外来治療 日額10,000円 (45日限度) ・がん手術 入院中:入院保険金日額の10倍 外来 :入院保険金日額の5倍 ・がん診断 300万円 ・がん入院一時金 10万円 ・がん退院一時金 10万円 がんあんしんプラン(C型) 1,210円	—
介護	・介護一時金 300万円 介護あんしんプラン(K型) 230円 ・親孝行一時金 100万円 (父親年齢:70～74歳) 960円 (母親年齢:70～74歳) 960円 親孝行一時金支払特約(O型) 1,920円	・介護一時金 300万円 介護あんしんプラン(K型) 50円 ・親孝行一時金 100万円 (父親年齢:65～69歳) 450円 (母親年齢:60～64歳) 210円 親孝行一時金支払特約(O型) 660円	—
傷害	・死亡後遺障害 340万円 ・入院 日額3,600円 ・通院 日額2,400円 ・個人賠償 3億円 ケガあんしんプラン 傷害総合(AT1) 2,790円	・死亡後遺障害 160万円 ・入院 日額1,800円 ・通院 日額1,200円 ・個人賠償 3億円 —	・死亡後遺障害 160万円 ・入院 日額1,800円 ・通院 日額1,200円 ・個人賠償 3億円 —
合計	9,500円/月	2,500円/月	320円/月

病気に備える保険

病気・介護（新・団体医療保険）

区分	病気・介護（新・団体医療保険）		
	病気あんしんプラン	がんあんしんプラン	介護あんしんプラン
ポイント	『病気』を補償（ケガは対象外）。 病気による入院や所定の手術を補償 （通院は対象外）。オプションで、病気・ケガの 先進医療の補償 が可能。	『がん』を補償（その他の病気は対象外）。がんによる入院、外来治療や所定の手術を補償。 がん診断保険金 や 入院・退院の一時金 も補償。	『介護』を補償。公的介護保険を補完し、 本人もしくは親御さまが所定の介護状態になった場合に一時金をお支払いします。
死亡・後遺障害		病気あんしんプランとセットでのご加入がオススメ	
入院	● 病気のみ	● がんのみ	
手術	● 病気のみ	● がんのみ	
先進医療	▲ オプション		
通院		● がん外来	
診断一時金		● がんのみ	ご自身の補償はもちろん親御さまも補償の対象となります。
介護			●
第三者への賠償責任			
携行品			
ホールインワン アルバトロス			
弁護士費用			

病気あんしんプラン

P.7

がんあんしんプラン

P.9

介護あんしんプラン

P.11

詳細はページ番号をクリック！商品概要ページに遷移します。

MEMO

Handwriting practice area with horizontal dotted lines.

グループ損害保険の概要

病气介護（新・団体医療保険）

ケガ（傷害総合保険）

インターネット手続き方法

グループ損害保険のあらまし

病気あんしんプラン A・B型

告知要

先進医療等費用補償特約(オプション) S型

ご加入にあたり告知が必要です。
健康なうちに是非ご加入を！

■ 病気による入院・手術の補償です。



※ケガは補償の対象となりません。ケガを補償の対象としたい場合は傷害編(P.13以降)をご参照ください。(ただし、先進医療等費用補償特約にご加入された場合は、ケガであっても先進医療等費用補償特約部分のみ補償の対象となります。)

◆入院したときには…

- 入院1日目から補償します。1回の入院180日限度、通算の入院日数1,000日分までのお支払いとなります。

◆手術を受けたときには…

- 入院中の手術は入院保険金日額の10倍、外来の手術は入院保険金日額の5倍を補償します。(一部の軽微な手術は対象外となります。)
- 何度でもお支払いしますので安心です。 ●手術の種類によっては回数制限があります。

◆ご加入手続きは簡単です。

- ご加入に際して、医師の診査は不要です。加入手続き画面・告知画面に、ご加入希望の内容と現在の健康状態等を入力のうえお手続きしていただくだけで、簡単にご加入手続きができます。ただし、告知の内容によりご加入をお断りする場合があります。

先進医療特約

(先進医療等費用補償特約)

●先進医療を1回の先進医療等につき500万円まで補償！

●高額な先進医療技術料や臓器移植に要する費用および交通費等を特約でカバー

おすすめ

この特約の特長 >> 疾病や傷害を直接の原因として、日本国内において先進医療^(注1)や臓器移植術^(注2)を受けたときに、負担した費用を先進医療等費用保険金額を限度に支払います。(健康保険等、公的医療保険制度等から給付される金額を除きます。)治療を受けるために必要とした病院までの交通費も対象となります。

(注1)「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)

(注2)臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)の規程に基づいて摘出された臓器によって行われる移植術をいいます。

※先進医療特約を追加される場合は、再告知(告知書の再提出)が必要となりますのでご注意ください。

■ 補償内容と保険料 <保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%>

補償内容	スタンダードコース (A型)	デラックスコース (B型)
疾病入院保険金 (1回の入院180日限度、 通算支払限度1,000日)	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
疾病手術保険金	〈入院中の手術〉 疾病入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉 疾病入院保険金日額の5倍	
年齢 保険始期時の満年齢によります。	月払保険料	
～24歳	280円	540円
25～29歳	390円	770円
30～34歳	460円	910円
35～39歳	490円	970円
40～44歳	540円	1,060円
45～49歳	670円	1,340円
50～54歳	850円	1,690円
55～59歳	1,240円	2,470円
60～64歳	1,660円	3,310円
65～69歳	2,520円	5,030円
70～74歳	3,790円	7,570円
75～79歳	5,380円	10,760円



先進医療等費用補償特約(S型)(オプション)

先進医療等費用保険金1回の先進医療等につき
500万円まで実費払い

月払保険料

40円

日帰り入院
手術も補償

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金お支払事例

大腸ポリープと診断され、日帰り入院※により手術をしたケース

※医療機関発行の領収書上、「入院料」の算定がある場合をいいます。

【下記内容で保険加入の場合】

・病気あんしんプラン スタンダードコース(A型)

疾病入院保険金:日額5,000円

●疾病入院保険金日額
(5,000×1日) 5,000円

●疾病手術保険金
(内視鏡的大腸ポリープ切除術、入院保険金日額の10倍)
..... 50,000円

保険金支払金額

55,000円

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただけたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

- ・新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ・ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・ご加入は、被保険者1名につき1口です。
- ・保険期間の中途での型変更はできませんのでご注意ください。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■ お得な保険料でライフステージに合わせた選べる補償を

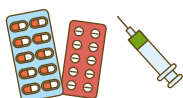
結婚や出産、子どもの進学や住宅の購入等、ご自身のライフステージの変化に合わせて入院・手術等の補償をお得な保険料でご用意できる保険です

ご存知ですか？

入院にかかる費用は、入院中の治療費だけではありません。

● 下記のような費用がかかる場合があります。

入院時の 治療費



入院時の
食事代



入院前の
検査費用



入退院時の交通費
(電車・タクシー代等)



入院中の日用品代
(パジャマ・タオル等)



入院中の
テレビ視聴費用



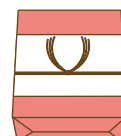
差額ベッド代



家族・付添い人の
交通費



ベビーシッター費用
(お子さまが小さい場合等)



見舞い返し代

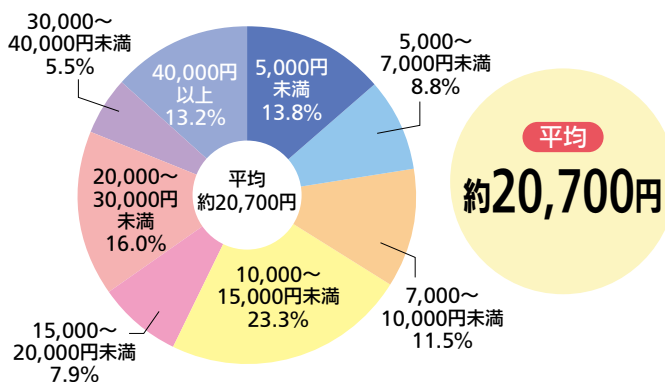


健康食品や
サプリメント等
の費用

Check!

**1日あたりの入院費用(自己負担額)は
どれくらいかかるか
知っていますか？**

● 直近の入院時の自己負担費用 「1日あたりの自己負担費用」



(注1) 過去5年間に入院し、自己負担を支払った人をベースに集計。

(注2) 高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。

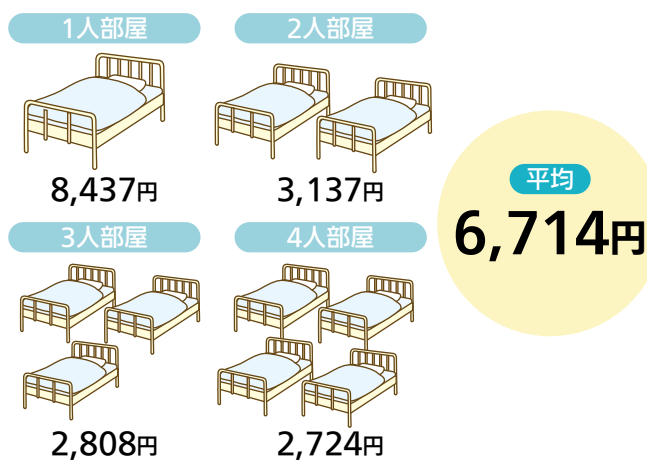
(注3) 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含む。

生命保険文化センター「生活保障に関する調査」/2022(令和4)年度

例えば…

**入院中に個室をご希望される場合、
差額ベッド代は全額自己負担となり、
費用がかさむことがあります。**

● 1日あたりの差額ベッド代の平均



※差額ベッド代: 希望される場合。

差額ベッド代が発生しないケースもあります。

厚生労働省「令和6年7月 第591回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」より

がんあんしんプラン C型

「病気あんしんプラン」と
セット加入がオススメ!

■ がんによる入院や外来治療、一時金等をお支払いします。



◆「がん」で入院したときには…

- 1日目から日数無制限でお支払いします。

◆外来治療を開始されたときには…

- 「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対しお支払いします。

◆手術を受けたときには…

- 「がん」の治療を直接の目的として所定の手術を受けた場合に補償します。
(手術の種類によっては回数・保険金の額に制限あり)

■ 補償内容と保険料 〈保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%〉

補償内容	がんあんしんプラン (C型)
がん入院保険金(1日につき)	20,000円
がん外来治療保険金(1日につき)45日限度	10,000円
がん手術保険金	入院中の手術:がん入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術 :がん入院保険金日額の5倍
がん診断保険金(2回目以降2年以内のがん診断は対象外)	300万円
がん入院一時金 (180日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院は対象外)	10万円
がん退院一時金 (20日を超える入院時が対象 30日に満たない日の再入院による退院は対象外)	10万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)	月払保険料
～24歳	290円
25～29歳	310円
30～34歳	580円
35～39歳	830円
40～44歳	1,210円
45～49歳	2,260円
50～54歳	3,670円
55～59歳	5,180円
60～64歳	7,200円
65～69歳	10,500円
70～74歳	13,020円
75～79歳	15,350円

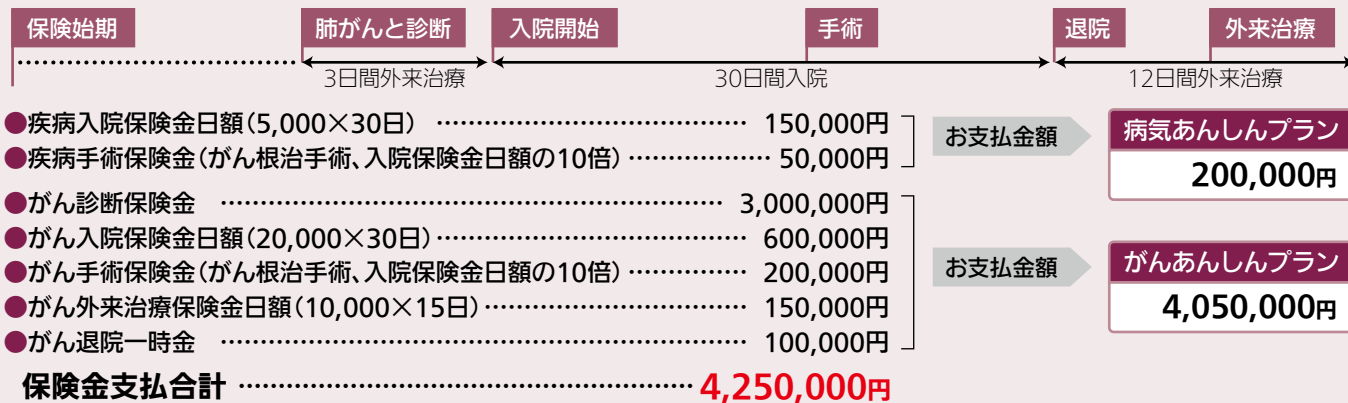
保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金お支払事例

【下記内容で保険加入の場合】

- ・病気あんしんプラン スタンダードコース(A型) 疾病入院保険金:日額5,000円
- ・がんあんしんプラン(C型)

初めて肺がんと診断され、入院したケース



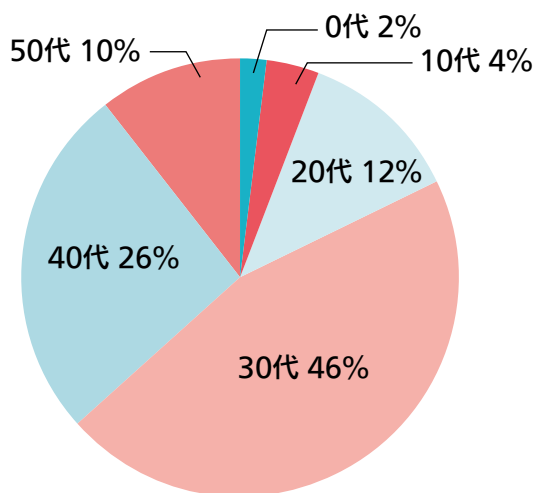
告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただけたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

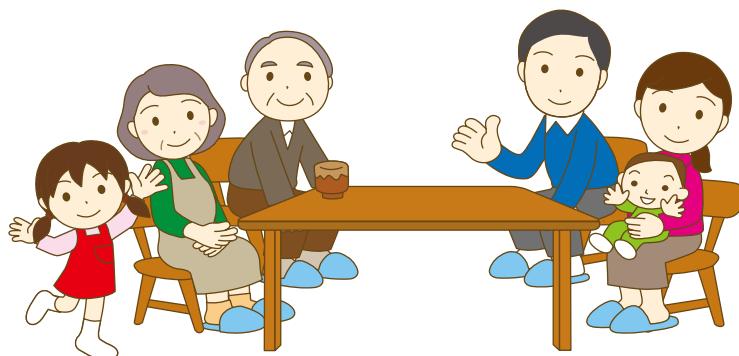
- ・新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ・ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・ご加入は、被保険者1名につき1口です。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年7月現在)

- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■がんあんしんプラン 年代別被保険者数



※2025年5月末時点(全被保険者数 134人)



介護あんしんプラン **K型**

告知要

親孝行一時金支払特約(オプション) **O型**

■ **社員、ご家族もしくは社員の親御さまが所定の要介護状態になった際に一時金をお支払いします。**

1. 一時金をお支払いします。

介護一時金では、公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態(公的介護保険制度における“要介護2相当から”)に該当し、所定の期間を超えて継続した場合に、保険金として一時金をお支払いします。(P.27参照)
※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

2. SOMPO笑顔倶楽部のご利用が可能です。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

(注)SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

- ①認知症知識・最新情報
- ②認知機能チェック
- ③サービスナビゲーター
- ④認知機能低下の予防サービスの紹介
- ⑤介護に関するサービスの紹介

※詳細は右記をご確認ください。

■ 補償内容と保険料 〈保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%〉

補償内容		介護あんしんプラン (K型)
介護一時金 (要介護2から5までの認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その日を含めて90日を超える要介護が対象 1回かぎり)		300万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)		月払保険料
加入する本人の年齢	～39歳	20円
	40～44歳	50円
	45～49歳	120円
	50～54歳	230円
	55～59歳	470円
	60～64歳	940円
	65～69歳	1,610円
	70～74歳	3,410円
	75～79歳	7,140円



補償内容		親孝行一時金支払特約 (O型) (オプション)
親孝行一時金 (要介護2から5に該当する認定を受け90日を超えて継続した場合が対象)		100万円
年齢 (保険始期時の満年齢によります。)		月払保険料 (親御さま1人あたり)
親御さまの年齢	～39歳	—
	40～44歳	20円
	45～49歳	30円
	50～54歳	50円
	55～59歳	100円
	60～64歳	210円
	65～69歳	450円
	70～74歳	960円
	75～79歳	2,010円
	80～84歳	4,030円
	85～89歳	7,520円

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.25以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入例 ご本人40歳、父親69歳、母親72歳のケース

ご本人 介護あんしんプラン (K型) 50円	+	父親 親孝行一時金支払特約 (O型) 450円	+	母親 親孝行一時金支払特約 (O型) 960円	=	月払保険料 1,460円
--	---	---	---	---	---	-------------------------



告知について

ご加入にあたり、健康告知書※のご提出が必要となります。 ※加入をご希望の方は、取扱代理店よりお送りいたしますのでご連絡ください。

○介護あんしんプランのみ加入の場合: 被保険者ご本人の告知書

○親孝行一時金支払特約とセットで加入の場合: (介護あんしんプランに加入する) 被保険者ご本人の告知書・加入する親御さまの告知書

- ・介護あんしんプランは、新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。
- ・親孝行一時金支払特約は、新規加入の場合、親御さまの年齢が満40歳以上満79歳以下(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。
- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- ・ご契約は1年毎の更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- ・ご加入は、被保険者1名につき1口です。
- ・**保険期間の途中での変更はできませんのでご注意ください。**
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年7月現在)

「介護」のこと、ご存知ですか？

1 公的介護保険制度の要介護度によらず、介護する家族に負担がかかります！

「介護が大変になるのは重度の介護になってから」と考えがちです。

しかし実際は、要介護2の方を介護をする場合でも、約50%の人が「1日あたり2～3時間程度」以上の時間を要しており、大きな負担を強いられているのです。

※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査の概況」令和4年

親などを介護する 場合の不安

- 第1位 自分の肉体的・精神的負担
- 第2位 自分の時間が拘束される
- 第3位 自分の経済的負担
- 第4位 介護サービスの費用がわからない

※出典：生命保険文化センター
「生活保障に関する調査」令和4年度

2 公的介護保険制度の対象外となるサービスは自己負担です！

公的介護保険制度には要介護区分に応じて支給限度額があり、支給限度額を超えた部分については利用者の全額自己負担になるほか、配食サービスやショートステイの滞在費などは支給対象外となります。

月平均9.0万円



※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」令和6年度

親御さまの「介護」への備えは万全ですか？



ご本人

突然親に介護が必要になってしまったら、介護費用を払ってあげられるだろうか。
子供の学費や家のローンで他にもお金がかかるし、心配だなあ。



奥さま

育児に加えて介護もするとなると、とても仕事は続けられないわ。
仕事を辞めたら生活も苦しくなるし、24時間介護と向き合うなんて辛いわ。どうしよう。



お父さま

自分に介護が必要になっても子ども達には迷惑をかけたくないなあ。
誰か自分の世話をしてくれる人を見つけられないだろうか。

「介護あんしんプラン(K型)」「親孝行一時金支払特約(O型)」は、介護費用の負担に対する備えはもちろんのこと、SOMPO笑顔倶楽部をご利用いただくことで、ご自身・ご家族の介護負担の軽減を実現します！

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注1)本サービスは、サービス利用時点における介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約セット新・団体医療保険の加入者さま、被保険者さまおよびそのご家族の方がご利用できます。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5)本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注6)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

ケガに備える保険

区分	ケガ(傷害総合保険)		
	ケガあんしんプラン 個人型・夫婦型・家族型をご用意しています。	お手軽あんしんプラン	日常トラブルあんしんプラン
ポイント	『ケガ』を補償 (病気は対象外)。ケガ全般をカバーする(傷害総合)と交通事故によるケガに限定した(交通傷害)をご用意。傷害総合はオプションで、 携行品やゴルフの補償が可能 。	『ケガ』と『個人賠償責任』を補償 (病気は対象外)。ケガによる死亡・後遺障害は対象外とし、 保険料の負担は少なく、新規加入の方にもオススメ！	『ケガ』・『個人賠償責任』・『弁護士費用』を補償 (病気は対象外)。 法的トラブルに対処する 弁護士費用と法律相談・書類作成費用をカバー。
死亡・後遺障害	● ケガのみ		● ケガのみ
入院	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ
手術	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ
先進医療			
通院	● ケガのみ	● ケガのみ	● ケガのみ
診断一時金			
介護			
第三者への賠償責任	●	●	●
携行品	▲ オプション		
ホールインワン アルバトロス	▲ オプション		
弁護士費用			●

ケガあんしんプラン

P.15

お手軽あんしんプラン

P.19

日常トラブル
あんしんプラン

P.21

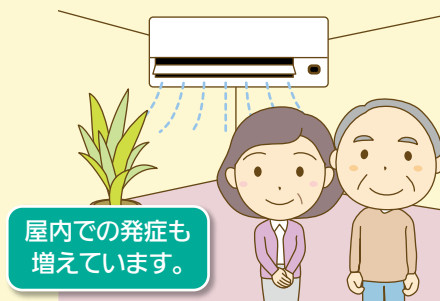
詳細はページ番号をクリック！商品概要ページに遷移します。

熱中症は気づいた時には重症かも!?

症状が出る前に、早めの対策を



帽子・日傘・保冷剤で
暑さ対策を



室内ではクーラーを
つけましょう



1日あたり1.2Lを
目安に水分補給を

「熱中症警戒アラート」を受け取りましょう

(※)環境省が提供するサービスです。二次元コードから環境省公式LINEアカウントを「友だち」に追加すると「熱中症警戒アラート」がLINE上で通知されます。

二次元コードからご登録を(※)



■ 熱中症特約 熱中症危険補償特約セット

ケガのあんしんプラン(傷害総合)

お手軽あんしんプラン

日常トラブルあんしんプラン

以下出典:環境省熱中症予防情報サイトより

近年熱中症による救急搬送数は増加傾向

2024年の熱中症警戒アラート発令回数は2023年の1,232回より

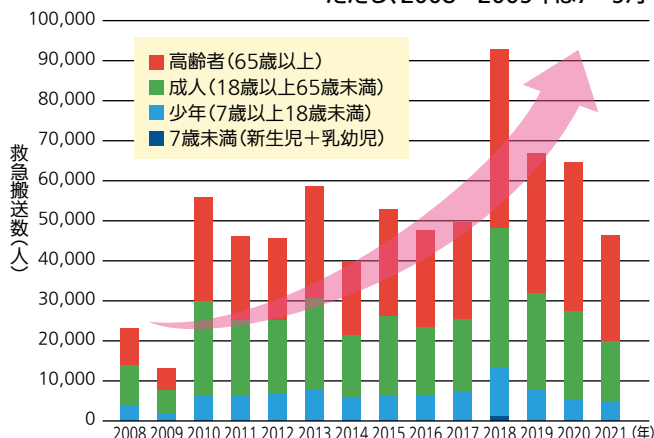
490回も増加の1,722回

働く世代の熱中症受診も増加傾向



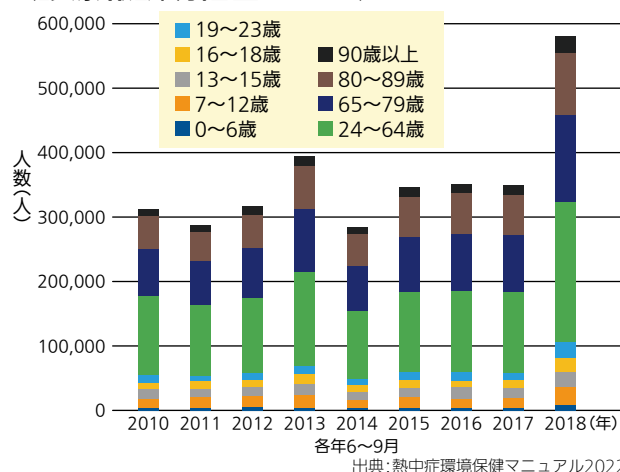
■ 熱中症による救急搬送数(6~9月)

ただし、2008~2009年は7~9月



出典:熱中症環境保健マニュアル2022

■ 医療機関を受診した熱中症患者数(診療報酬明細書による)



出典:熱中症環境保健マニュアル2022

熱中症による **通院** **入院** **死亡** **後遺障害** **手術** をしっかり補償!

(注)「傷害総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンでお問合わせください。

ケガあんしんプラン (傷害総合)

「病気あんしんプラン」と
セット加入がオススメ!

■ ケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。



※「お手軽あんしんプラン」「日常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険「後遺傷害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、
通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット
〈保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%〉

■ 基本コース 全ての型に熱中症危険補償特約がセットされています!

家族型	天災危険補償特約 あり 熱中症危険補償特約		保険金額									
			本人			配偶者			親族			個人賠償
	タイプ	月 払 保険料	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	A T 1	2,790円	340万円	3,600円	2,400円	160万円	1,800円	1,200円	160万円	1,800円	1,200円	
	A T 2	5,350円	620万円	7,200円	4,800円	310万円	3,600円	2,400円	310万円	3,600円	2,400円	
A T 3	7,810円	1,020万円	10,800円	6,000円	490万円	5,400円	3,600円	490万円	5,400円	3,600円	3億円	

夫婦型	天災危険補償特約 あり 熱中症危険補償特約		保険金額									個人賠償
			本人			配偶者			親族			
	タイプ	月 払 保険料	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	BT1	2,900円	660万円	4,800円	3,000円	300万円	3,600円	2,400円	—————			
	BT2	5,700円	1,380万円	9,600円	6,000円	600万円	7,200円	4,800円				
BT3	7,110円	1,680万円	14,400円	6,000円	900万円	10,800円	6,000円	3億円				

個人型	天災危険補償特約 あり 熱中症危険補償特約		保険金額									
			本人			配偶者			親族			個人賠償
	タイプ	月 払 保険料	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	CT0	450円	50万円	2,000円	500円	—			—			3億円
	CT1	1,500円	560万円	3,600円	2,400円							
	CT2	2,880円	1,040万円	8,400円	4,800円							
CT3	4,090円	1,720万円	12,000円	6,000円								

■ 選択コース(オプション)

家族型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)			+	ホールインワン・ アルパトロス費用		
	タイプ	月 払 保険料	保険金額		タイプ	月 払 保険料	保険金額
	X1	90円	10万円		Y1	200円	20万円
	X2	140円	20万円		Y2	500円	50万円
	X3	260円	40万円		Y3	990円	100万円

夫婦型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)			+	ホールインワン・ アルパトロス費用		
	タイプ	月 払 保険料	保険金額		タイプ	月 払 保険料	保険金額
	X4	70円	10万円		Y1	200円	20万円
	X5	110円	20万円		Y2	500円	50万円
	X6	200円	40万円		Y3	990円	100万円

個人型	携行品損害 (自己負担額1事故3,000円)			+	ホールインワン・ アルパトロス費用		
	タイプ	月 払 保険料	保険金額		タイプ	月 払 保険料	保険金額
	X7	60円	10万円		Y1	200円	20万円
	X8	90円	20万円		Y2	500円	50万円
	X9	170円	40万円		Y3	990円	100万円

保険の対象となる方

家族型	●本人(被保険者欄に記載されている方) ●本人の配偶者 ●本人またはその配偶者の同居の親族 ●本人またはその配偶者の別居の未婚の子
夫婦型	●本人(被保険者欄に記載されている方) ●本人の配偶者
個人型	●本人(被保険者欄に記載されている方)

※ホールインワン・アルパトロス費用は本人のみ。
※個人賠償の被保険者についてはP.33～34をご確認ください。

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。
(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍
(2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。
(一部の軽微な手術は対象外となります。)

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■基本コース

傷害事故

日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる**津波**によって被ったケガも補償の対象とすることが可能です。

熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害に対しても、保険金（死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金）をお支払いします。

特定感染症

特定感染症を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合にそれぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。

傷害総合保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いします。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者（保険の対象となる方）の身体の外からの作用によることをいいます。

例えば、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

【例】



車にはねられて
ケガ



料理中に
やけど



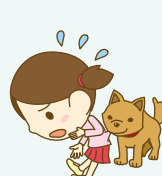
階段から落ちて
ケガ



スポーツ中に
ケガ



ハイキング中に
ケガ



犬に噛まれて
ケガ

賠償事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。（ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます。）

●自動車保険、火災保険に**個人賠償責任特約**をセットされている場合は、補償が重複する可能性がありますので、ご契約内容をご確認ください。

●「示談交渉サービス」利用可能（日本国内のみ）

【個人賠償責任補償の例】



お店の商品を
壊した



自転車他人に
ケガを負わせた

■選択コース（オプション）

携行品損害

日本国内・国外問わず被保険者（保険の対象となる方）の居住する建物外での偶然な事故による身の回り品の破損、盗難などを補償します。

乗車券等または現金等については合計して5万円を限度とします。

（自己負担額1事故3,000円）

【例】



カメラを落として壊した



ハンドバックを奪われた

ホールインワン・アルバトロス費用

（本人のみ）日本国内のゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを達成した場合に慣習として行う祝賀会の費用等を補償します。

（注）保険期間の開始日より前に発生した事故（ケガ、損害、ホールインワン・アルバトロス費用）によるものは、保険金をお支払いできません。

【例】



ホールインワン・
アルバトロス費用

ケガあんしんプラン (交通傷害)

■ 交通事故のケガによる死亡・後遺障害、入通院、手術を補償します。

「病氣あんしんプラン」とセット加入がオススメ!



※「お手軽あんしんプラン」「日常トラブルあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

保険金額と保険料(ご加入は、1タイプにつき1口のみです)

交通傷害危険のみ補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、
後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット(保険期間:1年 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%)

■基本コース ※熱中症危険補償特約はセットされておりません。

家族型	タイプ	月 払 保険料	保険金額									個人 賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	D0	850円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	550万円	7,200円	1,200円	3億円
D1	1,560円	2,040万円	7,200円	4,800円	600万円	4,300円	2,900円	600万円	3,600円	2,400円		
D2	2,390円	2,400万円	10,800円	6,000円	1,440万円	9,000円	6,000円	1,440万円	7,200円	4,800円		

夫婦型	タイプ	月 払 保険料	保険金額									個人 賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	E 0	570円	550万円	6,600円	1,100円	550万円	6,600円	1,100円	———			3億円
E 1	790円	950万円	4,400円	2,800円	450万円	3,300円	2,200円					
E 2	1,590円	2,160万円	9,600円	6,000円	960万円	7,200円	4,800円					

個人型	タイプ	月 払 保険料	保険金額									個人 賠償
			本人			配偶者			親族			
			死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	死亡・ 後遺障害	入院日額	通院日額	
	F 0	380円	500万円	6,000円	1,000円	―――			―――			3億円
	F 1	890円	1,320万円	7,200円	4,800円							
F 2	1,310円	2,400万円	16,200円	6,000円								

手術保険金の額は次の支払区分・倍率にてお支払いします。

(1)入院中の手術:入院保険金日額の10倍

(2)外来の手術:入院保険金日額の5倍。

(一部の軽微な手術は対象外となります。)

保険の対象となる方に関してはP.15をご参照ください。

※交通傷害基本コースには、携行品損害、ホールインワン・アルバトロス費用等の選択コースはありませんのでご注意ください。

選択コースをご希望の方は傷害総合基本コース(P.15～16)にご加入ください。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■基本コース

傷害 事故

日本国内・国外を問わず**交通事故**によりケガをされた場合に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



バスのステップをふみはずしてケガ



バイクで転倒してケガ

賠償 事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。(ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます。)

●自動車保険、火災保険に**個人賠償責任特約**をセットされている場合は、**補償が重複する可能性がございますので、ご契約内容をご確認ください。**

【個人賠償責任補償の例】



自転車で他人にケガを負わせた



マンションの階下(他人の家)に水漏れを出した

交通傷害の補償内容

日本国内・国外を問わず、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※1)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中^(※2)の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災 など

(※2) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。

ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故(ケガ・損害)によるものは、保険金をお支払いできません。



お手軽あんしんプラン (個人型) ST1タイプ

「病気あんしんプラン」と
セット加入がオススメ!

■ 死亡・後遺障害を対象外とし、お手ごろな保険料で、ケガのリスク、賠償のリスクをカバーします!



※「日常トラブルあんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。
- ◆日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害保険金および費用をお支払いします。
- ◆天災危険補償特約がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガも補償の対象となります。

■ 補償内容と保険料 (ご加入は、1口のみです)

通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット
 <保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%>

補償内容	お手軽あんしんプラン(ST1タイプ) 保険金額・保険料
入院保険金日額(1,000日限度)	5,500円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外 来 の 手 術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)	3,000円
個人賠償責任保険金額	3億円
月払保険料	1,140円

毎月の負担は少なく
リスクはしっかりカバー!

※特定感染症(P.33)による事故は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

お支払いする事故

保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

■基本コース

傷害 事故

日本国内・国外を問わず交通事故を含む急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします。

●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの損害賠償金の有無などに関係なくお支払いします。

天災危険補償特約

地震、噴火またはこれらによる**津波**によって被ったケガも補償の対象とすることが可能です。

熱中症危険補償特約

日射または熱射による身体の障害に対しても、保険金(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金)をお支払いします。

【例】



車にはねられてケガ



階段から落ちてケガ



料理中にやけど



地震でケガ

傷害総合保険は、「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「ケガ」に対して保険金をお支払いします。

「急激」とは

突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは

「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは

ケガの原因が被保険者(保険の対象となる方)の身体の外からの作用によることをいいます。

例えば、靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

賠償 事故

個人賠償責任補償 日本国内・国外を問わず日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に損害賠償金および費用をお支払いします。(ゴルフ場敷地内のゴルフカートによる賠償事故を含みます。)

●自動車保険、火災保険に**個人賠償責任特約**をセットされている場合は、**補償が重複する可能性がございますので、ご契約内容をご確認ください。**

【個人賠償責任補償の例】



お店の商品を壊した



マンションの階下
(他人の家)に水漏れを出した



他人の家のガラスを破損

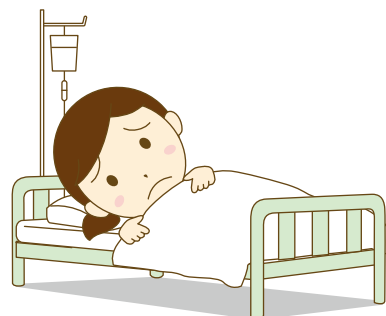


飼い犬が他人に
噛みついてケガを負わせた

■選択コース(オプション)



セットをご希望の場合は「**ケガあんしんプラン(傷害総合)**」のご加入をお願いします！(P.15参照)



日常トラブルあんしんプラン (個人型) KT1タイプ

「病気あんしんプラン」と
セット加入がオススメ!

法的トラブルに対処する弁護士費用や法律相談・書類作成費用などを補償します!



※「お手軽あんしんプラン」「ケガあんしんプラン」とは重複してご加入いただけません。

◆万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、「弁護士に相談したいけど、相談の仕方がわからない…」
「相談したいけど費用が高そう…」そんな心配をサポートします。

訴訟



補償内容と保険料

(ご加入は、1口のみです)

天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、特定感染症危険補償特約、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)、
後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)セット
(保険期間:1年 職種級別:A級 団体割引:20%・過去の損害率による割引:15%)

補償内容	日常トラブルあんしんプラン(KT1タイプ) 保険金額・保険料
死亡・後遺障害保険金	600万円
入院保険金日額(1,000日限度)	6,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍
通院保険金日額(30日限度)	3,600円
被害事故補償保険金額(本人のみ)※	1億円
個人賠償責任保険金額※	3億円
弁護士費用補償	弁護士費用保険金(自己負担割合10%) 法律相談・書類作成費用保険金(自己負担額1,000円)
月払保険料	通算200万円限度 通算5万円限度 2,690円

※被害事故補償、個人賠償責任補償の詳細はP.33～34をご覧ください。

弁護士費用補償 2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用

× (100% - 自己負担割合 10%)

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算200万円限度

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用

- 自己負担額
(免責金額) 1,000円

■保険金額
(保険期間1年につき)
通算5万円限度

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。
2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
着手金15万円、報酬金25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円×(100%-10%(自己負担割合)) = 36万円

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円-1,000円(自己負担額) = 9,000円

合計 36万9,000円の
保険金をお支払い

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。
お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。
「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

金銭的な負担を軽減し、安心して
法的トラブルを解決することができます。



*保険金のお支払方法等重要な事項は、P.32以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

弁護士費用補償

“日常トラブルあんしんプラン”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

①人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

- ✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。**
- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
 - 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
 - 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
 - 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
 - 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブルなど

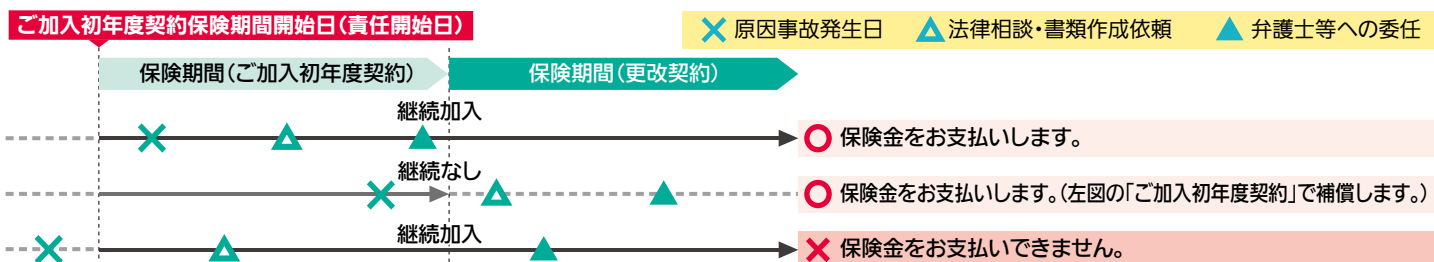
弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。

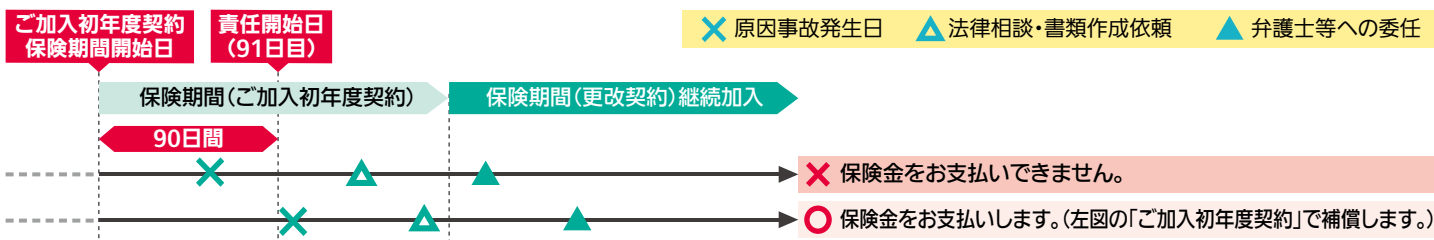
■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

お手続き方法

新・団体医療保険

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=IPKdOQwBIAValqXpgz62dLIHgUWAh2FKMLFINKQEG1E=>



傷害総合保険

<https://ebz0901.sompo-japan.co.jp/D01A/?p=v5M64KWXWsKe4pgFZKHonwoO74Uc92MI7HMMC6WqZR0=>



パソコンから

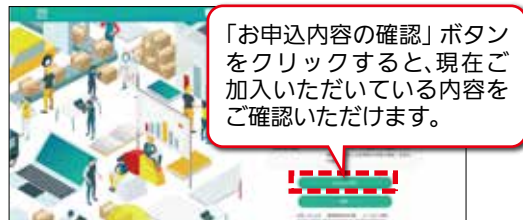
※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

ログイン画面



- 1 IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
ID: 職員番号(数字6桁)
PW: 生年月日(西暦を含む8桁)
(例) 1974年4月1日⇒19740401

募集トップ画面



- 2 「お申込み手続き」ボタンをクリックします。
新規でご加入いただく方は、問診ボタンをクリックするとお客さまの気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。
(※一部制限あり)



スマートフォン・タブレットから

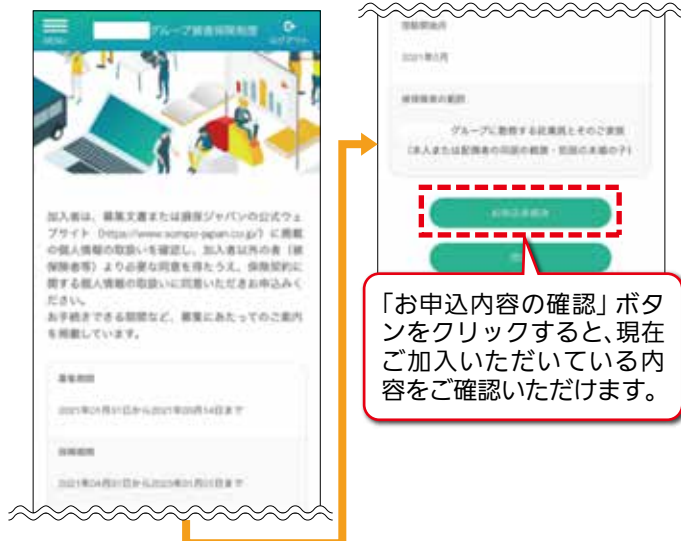
※画面イメージは、実際の画面と多少異なる場合がございます。

ログイン画面



- 1 IDとパスワードを入力して「ログイン」ボタンをクリックします。
ID: 職員番号(数字6桁)
PW: 生年月日(西暦を含む8桁)
(例) 1974年4月1日⇒19740401

募集トップ画面



- 2 「お申込み手続き」ボタンをタップします。
新規でご加入いただく方は、問診ボタンをクリックするとお客さまの気になる補償について保険料含めて簡単に確認が可能です。
(※一部制限あり)

【インターネット募集期間】

2025年9月 1日 00:00～
2025年9月30日 23:59まで

【IDおよびパスワード】

ID: 既加入、新規加入問わず、職員番号をご入力ください。
パスワード: ご加入者様の生年月日をご入力ください。

お問い合わせ先

株式会社コスモトレードアンドサービス 本社 保険部

〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-1 TEL 03-3798-9317 FAX 03-3798-9416

(受付時間: 平日の午前9時から
午後5時30分まで)

MEMO

グループ損害保険の概要

病気・介護（新・団体医療保険）

ケガ（傷害総合保険）

インターネット手続き方法

グループ損害保険のあらまし

新・団体医療保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

病気あんしんプラン・がんあんしんプラン・介護あんしんプラン この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み: この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間 : 2025年11月25日(火)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2025年9月30日(火) インターネット手続きについてはP.23をご確認ください。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者: コスモエネルギーホールディングス株式会社およびその系列会社の役員、社員本人
 - 被保険者 : 役員、社員本人またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。
(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満79歳(継続加入の場合は満89歳)までの方が対象となります。)
 - お支払方法: 2025年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
 - お手続方法: 下表のとおりお手続きください。
インターネット手続きについてはP.23をご確認ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		インターネット手続きにて「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	インターネット手続きにて「2.被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。なお、保険金額の増額等、補償を拡大して継続する場合は告知画面への入力が必要となります。
	継続加入を行わない場合	インターネット手続きにて「脱退」ボタンを押下してください。

- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)から2026年11月25日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月の給与から毎月控除します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
※自己都合にて退職される場合は脱退となります。(OB団体への移行はできません。)
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】 病気あんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等 ^(※2) の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害
		疾病入院保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	
疾病手術保険金	疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術 ^(※1) を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術 ^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為	(次ページに続きます。)
		〈入院中に受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (2)骨髄幹細胞採取手術 ^(※1) (^(※2))を受けた場合は、保険期間中に確認検査 ^(※3) を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 (次ページに続きます。)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病保険特約 疾病手術保険金	（前ページの続きです。） 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	（前ページの続きです。） (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 (※2) 「療養の給付」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等費用保険金 (オプション) (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの) ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。(※2)

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【がん保険特約】がんあんしんプラン

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) ④汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。) ⑤放射性、爆発性その他の有害な特性 ⑥上記以外の放射線照射または放射性汚染 ⑦がん以外での入院、手術、通院 など
がん入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額 = がん入院保険金日額 × 入院した日数	
がん手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 〈入院中に受けた手術の場合〉がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉がん手術保険金の額＝がん入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (次ページに続きます。)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金	(前ページの続きです。) がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	(前ページに同じです。)
がん外来治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、45日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 がん外来治療保険金の額 = がん外来治療保険金日額 × 外来治療を受けた日数	
がん入院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して180日を超えて入院した場合、がん入院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院については、保険金をお支払いしません。	
がん退院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額

②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

介護あんしんプラン

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
親孝行一時金(オプション)	被保険者(本人の親で、加入時に指定された方となります。)が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日(公的介護保険制度に基づいて申請を行った日)からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 (注1) 本特約の被保険者(親)の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下(継続加入は89歳以下)の方となります。 (注2) 保険金支払条件変更特約(親孝行一時金用)がセットされています。	

介護一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

親孝行一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
- 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です。)

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。
- ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
- なお、保険期間の中途での削除はできません。

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。 保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。 対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※)皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入手続き画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入手続き画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者^(※1)には、告知事項^(※2)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※1)親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。

(※2)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知画面にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知画面にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。

ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

●告知書または告知画面で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。

ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

(注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

(注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【介護一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護認定に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

【親孝行一時金支払特約】

●疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護認定に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入手続き画面等の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。
あらかじめご了承ください。
- 〈重大事由による解除等〉
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
〈他の身体障害または疾病の影響〉
●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年11月25日（火）午後4時に始まります。
がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
注：中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日（15日過ぎの受付分は翌々月25日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷病状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度が確認できる書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写） など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、取扱代理店までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

傷害総合保険

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

ケガあんしんプラン・お手軽あんしんプラン・日常トラブルあんしんプラン この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 : コスモエネルギーホールディングス株式会社
- 保険期間 : 2025年11月25日(火)午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2025年9月30日(火) インターネット手続きについてはP.23をご確認ください。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者: コスモエネルギーホールディングス株式会社の社員およびその系列会社の役員、社員本人
 - 被保険者 : 役員、社員またはそのご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のある「日常トラブル安心プラン」にご加入される場合は未成年者を除きます。
 - 【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます
 - 【夫婦型】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。
※被保険者本人との続柄はケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お支払方法: 2025年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
 - お手順方法: 下表のとおりお手続きください。
インターネット手続きについてはP.23をご確認ください。

ご加入対象者		お手順方法
新規加入者の皆さま		インターネット手続きにて「加入内容および重要事項のご確認」画面中央下の申込ボタンを押下することにより、申込みとなります。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	お手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	インターネット手続きにて「2.被保険者登録・プランの選択」でのお手続きが必要となります。
	継続加入を行わない場合	インターネット手続きにて「脱退」ボタンを押下してください。

- (注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)から2026年11月25日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月の給与から毎月控除します。
 - 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
※自己都合にて退職される場合は脱退となります。(OB団体への移行はできません。)
 - 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 - 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合】ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。))によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。(お手軽あんしんプランは除きます。)
(※) 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1))を除きます。)、核燃料物質等によるもの (次ページに続きます。)
	ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額の全額	
	後遺障害保険金 (第1級～第7級)	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
	ケガあんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	後遺障害保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ～100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)」をセットしています。 (特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外)	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	入院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	（前ページの続きです。） ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの） ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
	手術保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりず。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{（※1）} ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの） ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	通院保険金 ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^{（※1）} を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の30日^{（※1）}限度） （※1）通院保険金支払限度日数変更特約（30日）をセットしています。 （特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約は対象外） （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等 ^{（※2）} を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※2）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	被害事故補償（注） 日常トラブルあんしんプラン	被保険者が、被害事故 ^{（※1）} により死亡された場合または所定の重度後遺障害 ^{（※2）} が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など （※1）被害事故とは第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 （※2）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの） ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など
傷害（国内外補償）	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】（葬祭費用対象外） ケガあんしんプラン（傷害総合）・日常トラブルあんしんプラン 特定感染症 ^{（※）} を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年7月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。		
賠償責任	個人賠償責任（国内外補償）（注） ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	日本国内または国外において、被保険者 ^{（※1）} が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^{（※1）} の日常生活（住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品） ^{（※2）} を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^{（※3）} を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりず。）。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりず。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 （次ページに続きます。）	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^{（※1）} 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 （次ページに続きます。）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	個人賠償責任 (国内外補償) (注) ケガあんしんプラン お手軽あんしんプラン 日常トラブルあんしんプラン	(前ページの続きです。) なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンは、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	(前ページの続きです。) ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ ^(※2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など (※1) 次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア、主たる原動力が人力であるもの イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ、身体障がい者用の車 ^(※3) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
	物の損害の補償 携行品損害 (国内外補償) (注) ケガあんしんプラン	偶然な事故により携行品 ^(※1) に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額 ^(※2) を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンは、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ ^(※2) または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
	費用の補償 ホールインワン・アルパトロス費用 (国内のみ補償) (注) ケガあんしんプラン	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルパトロスをを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルパトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (次ページに続きます。)	①ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場の経営者または従業員がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルパトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルパトロス など (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
費用の補償 ホールインワン・アルバトロス費用（国内のみ補償）（注） ケガあんしんプラン	（前ページの続きです。） （※3）「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 （注1）ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます（ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。）。 （注2）ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください！ ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、 <u>原則として保険金のお支払いの対象となりません。</u> ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎり、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像（ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なるもので、第1打からホール（球孔）に入るまで連続した映像のものにかぎり）が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者（※5）が目撃（※4）しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 （※4）ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数（パー）より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール（球孔）に入ることを、その場で確認することをいいます。 （※5）例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	（前ページの続きです。）

【弁護士費用補償】（弁護士費用総合補償特約） 日常トラブルあんしんプラン

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用（注） 弁護士費用保険金 ＋ 法律相談・書類作成費用保険金 日常トラブルあんしんプラン	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1から5までのいずれかに該当するトラブル（※1）について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下1・2・5のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、1・5のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1. 被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取（※2）にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2. 借地または借家に関するトラブル 借借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 3. 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。（注1）原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。（注2）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4. 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求（※3）における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。（注）保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 （次ページに続きます。）	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為（※3）、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など （次ページに続きます。）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）	弁護士費用（注） 弁護士費用保険金 ＋ 法律相談・書類作成費用保険金 日常トラブルあんしんプラン	(前ページの続きです。) (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。		(前ページの続きです。) (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。	
		保険金種類	お支払いする保険金の額	【各トラブル固有の事由】	
		弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×(100%－自己負担割合10%)	左記1に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形	
		法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額 1,000円	左記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由	
		(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。		左記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル	

など

（注）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【交通傷害】 ケガあんしんプラン

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから出るまでの間における事故

④交通乗用具の火災

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

●保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
後遺障害保険金(第1級～第7級) ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(42% ^(※) ～100%) (※)「後遺障害等級限定補償特約(第1級～第7級)」をセットしています。	⑪船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故
入院保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	など
手術保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりあります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※1) ②先進医療に該当する手術 ^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりあります。	など
通院保険金 ケガあんしんプラン	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度) (※1) 通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。 (注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※2) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
個人賠償責任(国内外補償) ケガあんしんプラン	日本国内または国外において、被保険者 ^(※1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者 ^(※1) の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品) ^(※2) を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 ^(※3) を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 (次ページに続きます。)	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 (次ページに続きます。)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注) ケガあんしんプラン	(前ページの続きです。) オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	(前ページの続きです。) ⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など(※1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車(※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生時
	被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
	人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、移動用小型車、遠隔操作型小型車(搭乗装置のあるものにかぎります。)、自転車、身体障がい者用の車(身体障がい者用車いすを含みます。)、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)	
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入手続き画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入手続き画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入手続き画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務(ケガあんしんプラン交通傷害を除く)
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

[弁護士費用総合補償特約]

- ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【ケガあんしんプラン交通傷害を除く】

- 加入手続き画面等に入力された職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入手続き画面等に入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の翌月25日(15日過ぎの受付分は翌々月25日)に保険責任が始まります。

[弁護士費用総合補償特約]

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品目細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約(傷害総合保険)は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受割合については取扱代理店にご確認ください。

引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社(幹事)
三井住友海上火災保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ケガあんしんプラン交通傷害以外にご加入の方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1	オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

【家族型・夫婦型にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

【『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 『ホールインワン・アルバトロス費用補償特約』をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

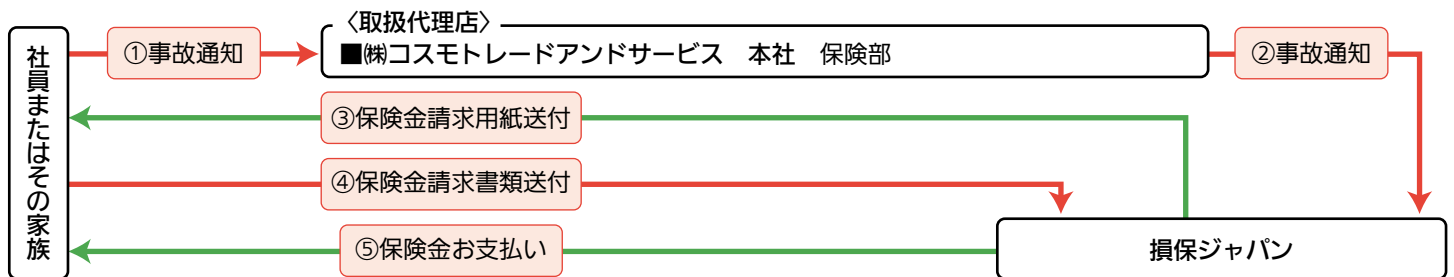
ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されているので必ずご確認ください。

万一事故にあった場合は

- 事故にあわれたら、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。**事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金をお支払できないことがあります。**
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金請求用紙は事故のご連絡があり次第保険会社よりお送りします。
 - 保険金請求状況によっては次年度よりご継続をお断りさせていただく場合があります。**



保険金のご請求にあたって

保険金請求者は被保険者ご本人となります。

※未成年者の場合は親権者が代わりにご請求いただきます。

被保険者が死亡された場合は、法定相続人の代表者からご請求をいただくこととなります。

※法定相続人の有無等については所定の公的書類をご提出いただきます。

LINEでの保険金請求も可能です。詳しくはP.44をご参照ください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら…



LINEの保険金請求は
こちらから



仕事中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

●トーク画面から事故の連絡



傷害保険のみ対応

24時間いつでも
連絡可能

専用アプリなどの
インストール不要

ココから連絡！
ご連絡の際は
「加入者番号」を
必ずご入力ください

●保険金請求もチャットで完結



チャット : 全保険商品対応
保険金請求: 傷害・医療保険

チャットや画像で履歴が
残るので^(※1)分かりやすい

書類の記入・郵送
が不要^(※2)

最短30分で
お手続き完了

他にもご請求を簡単・
便利に行える機能が
充実！

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

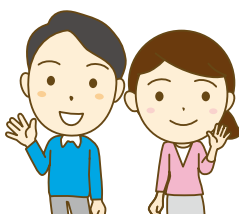
※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。



実際にサービスをご利用いただいたお客さまからも好評です！

時間を気にすることなく
申請ができて、助かりました

都合のいい時に返信できるのは
とてもありがたかったです



迅速な対応でおどろきました。証明書類の
画像を送るだけで終わり、とても楽でした

保険会社とのやりとりがトークルームで
確認できるので安心でした

「自転車事故」への備えは万全ですか？

ご存知
ですか？

全交通事故の**23.2%**が自転車事故で、
近年増加傾向です！

※警察庁「自転車関連交通事故の状況」(令和6年数値)から作成

自転車が加害者となる事故が多発！

子ども(未成年)の加害
事故、賠償責任は親に！

自転車側に1億円近い高額賠償を命じる判決も！

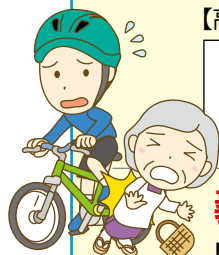
【高額賠償の例】

賠償額

9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)



義務化します！ 自治体での**保険加入義務条例の制定**がすすんでいます！

【例】 東京都:2020.4.1施行
千葉県:2022.7.1施行

愛知県 :2021.10.1施行
神奈川県:2019.4.1施行

大阪府:2016.7.1施行
三重県:2021.10.1施行

グループ損害保険(傷害)で個人賠償3億円まで補償可能です！

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 **株式会社コスモトレードアンドサービス 本社 保険部**
〒108-0023 東京都港区芝浦3-1-1
TEL 03-3798-9317 FAX 03-3798-9416
(受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部第一課**
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL 050-3808-4704 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕 0570-022808(通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間:24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。